

<p>事例項目</p>	<p>旧中央小学校撤去工事に係る埋戻し土の調査に係る事実確認についての情報提供及び建設工事請負業者審査会資料の不備並びに当該審査会で録音しなかったことについて</p>
<p>事例発生日等</p>	<p>平成25（2013）年8月6日（火）</p>
<p>担当課</p>	<p>総務部法務課・都市建設部営繕住宅課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①本市旧中央小学校の撤去工事に係る埋戻し土の調査については、本件工事に係る強要未遂事件の裁判記録及びこれまでの両所管における文書調査並びに元請業者等へのヒアリング調査の結果から、門真市建設工事請負業者審査委員会を平成25（2013）年7月30日及び同月31日に開催することを決定し、その答申を受け、同年8月7日付で当該業者に対して警告を行うことにより、当該調査を終結したものである。</p> <p>②当該調査については、平成24（2012）年第3回定例会から平成25（2013）年第2回定例会までの一般質問及び平成24（2012）年第3回建設文教常任委員会から平成25（2013）年第1回建設文教常任委員会までの所管質問において、議員より埋戻し土に係る質問がされ、事実確認調査に取り組んできたところである。</p> <p>③調査過程では、架空の埋戻し工事について疑義が発生したことから、営繕住宅課が平成24年（2012）年12月26日付で金川建設に対して文書照会を行ったところ、平成25（2013）年2月25日付で回答があり、「場内発生土の数量や割合については不明ですが、搬入土として10tダンプに4台程度搬入しています。既存基礎を撤去する場合、周囲の土を掘削し基礎を取り除くが、その時に発生した土量は30%程度増量します、又その土を元に戻すとなれば20%程度残土として残ってしまいます。そのため、場内発生土の量が必然的に増加します。又、現状GLのレベル測量等を行っていないので、どの程度の土量を鋤取したのかは把握、確定出来ませんがおおよその範囲、及び埋め戻しに使用された場内発生土等の位置関係は別紙図面の通りです。」との文書回答を収受した。</p> <p>④平成25（2013）年第2回定例会一般質問において、議員より「旧第一中学校解体工事での埋戻し実験によって、土を掘り出して埋め戻したら2割ほど残ると言う金川建設の文書回答が虚偽だった事が明白となったので、当該業者に2割残ると言うのなら、その論理的証明と実証を行い、それが出来なければ意図的で悪質な虚偽回答として相応の処分をすると迫るべき」との市議会での質問に対し、市は「土を掘り出して埋め戻したら2割ほど残ると言う当該業者の文書回答について、業者と市の見解に相違があると認識しており、文書による論理的な説明を求めてまいりたいと考えている」と答弁を行った。</p> <p>⑤営繕住宅課は、平成25（2013）年6月12日付で金川建設に対して調査文書を送付し、同年7月3日付けで「前回門都営第338号の問い合わせの回答書に記述しました20%程度残土として残ってしまいますとの記載につきましては、掘削土を単純に埋戻す（重機による締め固め含む）という作業において発生する残土であるかのように理解しうる記載がありますが、20%程度の発生土については、掘削した土の変化率によって増加した土量と周囲の花壇、菜園等の土及び校舎1階部分の盛り土を全部合わせた土量の度合いと認識を有して回答しました。」との文書回答を受け、この回答を是とした。</p>

<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過 (続)</p>	<p>その後、本件調査は工事完了後に行われたものであり、また、土の性質について述べているもので本件調査に影響する内容でないことから、門真市建設工事等入札参加資格停止に関する要綱第3条別表1虚偽記載の要件に該当しないと判断し、営繕住宅課長が本件に係るこれまでの文書回答が課長決裁で処理していたことをもって同様に課長決裁処理し、それらについて、法務課には口頭報告のみ行っていたものである。また、法務課も当該文書の確認を怠っており、金川建設の回答書を審査会報告書案及び資料に含めていなかった。</p> <p>◎同年8月6日(火)に、同議員より当該調査の進捗についての確認があった際、当該調査を終結した旨を伝えたが、本件事案に当初より関わってきた議員に対して、「元請業者のみヒアリング調査を行い、その他工事関係者には行わないこと」、「当該業者のヒアリング日時」、「審査委員会開催の決定」等、十分な情報提供がなされておらず、また、平成25(2013)年7月3日付埋戻し土に係る文書回答については、同年8月13日に同議員の指摘があるまで、当該文書の情報提供を同議員にされていなかった。また、審査委員会で録音を行わず、審査委員会資料の時系列表の一部に日付の記載漏れがあることを同議員より指摘があった。</p>
<p>当時の対応</p>		<p>平成25(2013)年8月16日(金)に議員からヒアリングの要求書が提出された際、本件事案に当初より関わってきた同議員に対して「市から適宜調査に係る進捗についての相談や報告を行ってほしい」という、従前からの求めに応じる事が出来ていなかったことについて、所管課として配慮が足りなかったことを同議員に謝罪した。</p>
<p>発生原因</p>		<p>①同議員へ情報提供を行わなかったこと及び審査会資料の項目が欠落していたことについては、金川建設の平成25(2013)年2月25日付け回答書の記載内容について議会で質疑され、議員や市に多大な労力を割かせているにも関わらず、金川建設が本市に対して、全く事実に反する回答を文書にて行い、それを約5カ月間も維持したことに起因し、市の事実調査等の混乱を生じさせたこと及びそれに伴う新たな調査を行う事態が生じた問題性を十分に認識せず、5カ月後の7月3日付にて前言を修正する回答書が、何ら謝罪の記載もなく寄せられたことを厳しく追及することもなく、営繕住宅課長決裁にて処理し、口頭報告を受けた法務課においても十分に確認を行わず、回答内容が指名停止要件にかからないとの判断のみを優先し、配慮を怠ったことに加え、この案件が重大であり、金川建設に関する全ての事象を解決する責務に対する認識に欠けていたことも一因であった。</p> <p>②審査会を録音しなかったことについては、審査会の進行読み原稿を、審査委員会事務局(法務課)が作成しており、その資料を会議録に用いることで、録音の必要はないものと判断してしまったためであるが、このことは、平成18(2006)年6月の議会答弁において、会議録作成に当たっては、録音を行う旨の答弁がなされていることについて議会答弁を遵守する責任を欠くものであった。</p> <p>③本件調査の実施にあたっては、両課それぞれで一定の分担をし、調査を行っていたものの、金川建設の7月3日付回答書について、文書が営繕住宅課内で処理され、法務課においても十分な確認を行わなかったこと、また、「建設工事請負業者審査会」の審議対象とする資料の項目記載漏れ及び審査会の録音を行っておらず、また、本件に関し、議員より詳細な情報提供を逐次、求められていたにも関わらず、金川建設への事情聴取、審査会の開催、警告措置など、8月6日に同議員に問われるまで全く伝えなかったことは、審査会の公正性を考慮したものではあったが、結果として、議員に不信の念を抱かせることとなった。</p>

再発防止対策	<p>①回答書に係る事務手続きについては、門真市事務処理規程第3条の事務処理の原則に基づき、関係部門と十分に協調し、意思の疎通を図る。</p> <p>②審査会での録音漏れについては、議会での関連する答弁に反する結果となっていることから、今後、審査会での録音については事後に十分な確認が行えるよう必ず録音を行うこととする。</p> <p>③今後、職場内において、議会答弁を含め行政事例集の記載についての定期的な研修を実施する。</p> <p>④審査会資料中の項目記載漏れ等、必要なものの欠落が生じないように、各所管において、作成者以外の職員で十分な点検及び確認を行うこととする。</p> <p>⑤議員による詳細な情報提供の求めに際しては、時期を逸することなく報告等を行うこととする。</p> <p>⑥請負業者が行う報告書等に虚偽記載があった場合、関係課と十分協議の上、法令に基づき厳正に対処する。</p>
その他	<p>平成25（2013）年第3回定例会で議員から指摘があり、反省の意を表明するとともに、「市役所事務改善事例集」として追加する旨答弁した。</p>
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24（2012）年第1回（3月）定例会一般質問議事録抜粋 ・平成24（2012）年第2回（6月）定例会一般質問議事録抜粋 ・平成24（2012）年第3回（9月）定例会一般質問議事録抜粋 ・平成24（2012）年9月建設文教常任委員会議事録抜粋 ・平成24（2012）年第4回（12月）定例会一般質問議事録抜粋 ・平成24（2012）年12月建設文教常任委員会議事録抜粋 ・平成25（2013）年第1回（3月）定例会一般質問議事録抜粋 ・平成25（2013）年3月建設文教常任委員会議事録抜粋 ・平成25（2013）年第2回（6月）定例会一般質問議事録抜粋 ・平成25（2013）年第3回（9月）定例会一般質問議事録抜粋 <p>【以上、資料No.(2)-48-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・門真市事務処理規程（抜粋）【資料No.(2)-48-2】